平成２３年（フ）第６５８７号
大阪市西区九条１―27―21　エスケー・サークル401号、住民票上の住所兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目３番１号
債務者　大塚知佐子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７２３号
大阪府東大阪市長堂２丁目12番４号　ガーデンハウス108号
債務者　前田　泰江
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７２４号
大阪市城東区今福西３丁目３番５号
債務者　奥田　義史
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７２５号
大阪市城東区今福西３丁目３番５号
債務者　奥田　紀子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７３２号
大阪府門真市堂山町25番38―16号
債務者　崎山　恵美
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７６３号
大阪市西区江之子島１丁目１番９―901号
債務者　小林　久吉
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７９０号
大阪市北区長柄東１丁目４番26―506号、住民票上の住所大阪市北区本庄東２丁目５番24―201号
債務者　寺田　啓子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７９３号
大阪府東大阪市東鴻池町１丁目９番15号
債務者　城野　佳子（旧姓新谷）
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８０７号
大阪市都島区東野田町５丁目１番17号　京橋商店街ビル４Ｆ
債務者　前田　敬子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８０９号
大阪府八尾市西木の本２丁目64番地の１　エスパリエ102号
債務者　嶋野　和子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９５号
大阪府柏原市大県３丁目４番16―307号
債務者　大坪　幹也
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５５４号
大阪府高石市加茂３丁目４番47号、前住所大阪市平野区喜連東４丁目４番13―202号
債務者　山田惠美子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１３２号
堺市北区百舌鳥赤畑町５丁539番地３
債務者　高見　紀子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１５３号
堺市北区東三国ヶ丘町３丁４番７―406号
債務者　西　　忠文
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１５４号
堺市北区東三国ヶ丘町３丁４番７―406号
債務者　西明美こと　柳　　明美
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１７３号
堺市中区深井北町3278―４、住民票上の住所堺市堺区向陵西町４丁２番19―502号
債務者　眞部　美和
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１７６号
大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺830番地
債務者　池末　淳一
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係